

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	障がい福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、障がい福祉に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新居浜市長

## 公表日

令和5年3月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい福祉に関する事務
②事務の概要	<p>新居浜市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉法に基づく障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給及び通所給付決定の変更に関する事務</li><li>・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供及び費用の徴収に関する事務</li><li>・身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付申請、再交付、変更、返還等に関する事務</li><li>・身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務</li><li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付申請、再交付、変更、返還等に関する事務</li><li>・知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務</li><li>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答等に関する事務</li><li>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の資格喪失届、ほか変更届等に関する事務</li><li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給、支給決定の変更及び地域生活支援事業の実施に関する事務</li><li>・各種給付等の対象者が、当該給付費等の受給に際し公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座へ支給</li></ul>
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番8、11、12、14、34、47、84、101 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、第9条 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第4項、第38項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 (情報提供) 項番8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116、121 (情報照会) 項番10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110、121 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2、第59条の4 (情報照会) 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3、第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部 地域福祉課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月23日	I-4 ②法令上の根拠	2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 (情報照会) 第9条、第10条、第12条、第14条、第27条、第38条、第55条	2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2 (情報照会) 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
平成30年2月23日	II-1. 対象人数	平成27年11月1日時点	平成30年2月22日時点	事後	
平成30年2月23日	II-2. 取扱者数	平成27年11月1日時点	平成30年2月22日時点	事後	
平成31年2月15日	I-5 ②所属長の役職名	伊達 忠幸	地域福祉課長	事後	様式変更による。
平成31年3月5日	II-1. 対象人数	平成30年2月22日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月5日	II-2. 取扱者数	平成30年2月22日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和2年3月13日	I-4 ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二(情報提供)項番16、26、56の2、57、87、116	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二(情報提供)項番11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116	事後	
令和2年3月13日	I-4 ②法令上の根拠	2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2	2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	
令和2年3月13日	II-1. 対象人数	平成31年3月1日時点	令和2年2月20日時点	事後	
令和2年3月13日	II-2. 取扱者数	平成31年3月1日時点	令和2年2月20日時点	事後	
令和3年3月12日	I-4 ②法令上の根拠	2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2	事後	
令和3年3月12日	II-1. 対象人数	令和2年2月20日時点	令和3年3月10日時点	事後	
令和3年3月12日	II-2. 取扱者数	令和2年2月20日時点	令和3年3月10日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月18日	I-4 ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二(情報提供) 項番11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 (情報照会) 項番10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110	1. (番号法)第19条第8号及び別表第二(情報提供) 項番11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 (情報照会) 項番10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110	事後	
令和4年3月18日	II-1. 対象人数	令和3年3月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月18日	II-2. 取扱者数	令和3年3月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和5年3月20日	I-1 ②事務の概要		・各種給付等の対象者が、当該給付費等の受給に際し公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座へ支給	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴い、具体的な事務を追加
令和5年3月20日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番8、11、12、14、34、47、84 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番8、11、12、14、34、47、84、101 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、第9条 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第4項、第38項	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴い、変更・追加
令和5年3月20日	I-4 ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第8号及び別表第二(情報提供) 項番11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 (情報照会) 項番10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供) 第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 (情報照会) 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3	1. (番号法)第19条第8号及び別表第二(情報提供) 項番8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116、121 (情報照会) 項番10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110、121 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供) 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2、第59条の4 (情報照会) 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第38条、第38条の2、第43条の3の2、第55条、第55条の2、第55条の3、第59条の4	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴い、変更
令和5年3月20日	II-1. 対象人数	令和4年3月11日時点	令和5年2月20日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月20日	Ⅱ－2. 取扱者数	令和4年3月11日時点	令和5年2月20日時点	事後	